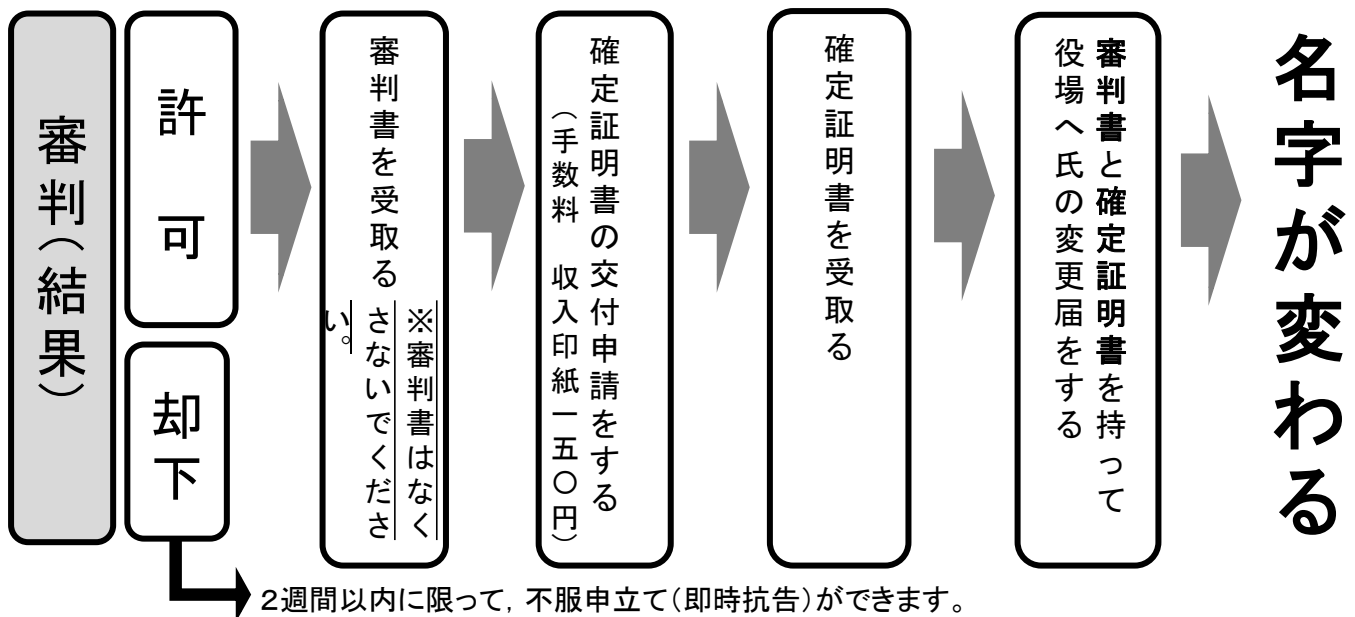


手続の名称	氏の変更許可
手続の概要	やむを得ない事由により、戸籍上の氏名のうち、氏を変更する手続
申立人	戸籍の筆頭者(配偶者がいる場合は、筆頭者と配偶者両名で申立てる)
申立先の家庭裁判所	申立人の住所地
申立費用	収入印紙…800円 郵便切手…500円×2枚、100円×1枚、84円×5枚、10円×2枚 ※ 配偶者がいる場合…500円×2枚、100円×1枚、84円×1枚、10円×1枚を追加
申立書以外の添付書類	①申立人の戸籍謄本(全部事項証明書) ※旧姓に戻したい場合は、 ①現在の戸籍謄本 ②結婚していたときの戸籍謄本 ③結婚する前の戸籍謄本 が必要です。 ②氏の変更申立ての理由を証明する資料 ③同一戸籍内にある満15歳以上の者の氏の変更についての同意書

↓ 審判(結果)がでたあとの手続き ↓



※確定証明書の交付は、審判書を受け取った日から2週間後になります。